

県営土地改良事業（湛水防除事業 クリーク防災機能保全対策）神崎市東部地区の計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、利害関係人でこの土地改良事業計画に異議のあるものは、佐賀県知事に対して書面により審査請求をすることができます。審査請求書は、令和7年7月16日までに佐賀県東部農林事務所（郵便番号842-0007 神崎市神崎町鶴3456番地5）に提出してください。

令和7年6月3日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 縦覧に供する書類

県営土地改良事業（湛水防除事業 クリーク防災機能保全対策）神崎市東部地区の変更後の土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

令和7年6月3日から同年7月1日まで

3 縦覧の場所

神崎市役所